

三春町ごみ集積所整備費等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ごみ集積所（以下「集積所」という。）を清潔に維持管理する地域の活動を支援をするため、集積所管理者への三春町ごみ集積所整備費等補助金の交付に関し、三春町補助金等の交付に関する規則（平成17年三春町規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 集積所 申請時において既に地区に設置されている行政区が管理する集積所をいう。ただし、事業所又は集合住宅の不動産事業者が管理する集積所を除く。
- (2) 集積所管理者 前号に規定する集積所を管理する区長をいう。
- (3) 集積所の更新 既存の集積所を撤去し、新たに集積所を設置することをいう。
- (4) 集積所の修繕 既存の集積所の機能を維持し、回復し、又は向上させるために修繕することをいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、集積所管理者とする。

(補助対象事業)

第4条 補助対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が集積所の維持管理その他集積所を整備する事業とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費とし、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 集積所の更新又は修繕に要する経費
- (2) ごみの散乱を防止するために使用するネットの購入費
- (3) その他町長が必要と認める経費

(交付金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に3分の1を乗じて得た額とし、一の集積所当たり30,000円を限度とし、予算の範囲内において交付する。ただし、この額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7条 補助対象者は、三春町ごみ集積所整備費等補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費にかかる見積書等の写し

(2) 集積所の位置図及び写真

(3) その他町長が必要と認めるもの

2 前項の申請について、集積所管理者は複数の集積所に係る申請をすることができる。

3 補助金の額の確定した日の属する会計年度の翌会計年度は、同一の集積所に係る補助金の交付は受けられないものとする。

(交付決定及び通知)

第8条 町長は、前条の規定による交付申請があったときは、規則第6条の規定に基づき調査し、又は必要に応じて修正し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかにその交付決定をしなければならない。

2 町長は、補助金の交付決定をしたときは、速やかに三春町ごみ集積所整備費等補助金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により、補助対象者に通知しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助金交付の決定を受けた者は、補助事業が完了したときは、三春町ごみ集積所整備費等補助金実績報告書（様式第3号）に次の必要な書類を添えて速やかに町長に提出しなければならない。

(1) 補助対象経費に係る領収書の写し

(2) 事業完了後の集積所の写真

(3) その他町長が必要と認めるもの

(補助金の額の確定)

第10条 町長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、その報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、三春町ごみ集積所整備費等補助金交付額確定通知書（様式第4号）により当該補助対象者に通知するものとする。

(交付の請求及び交付)

第11条 前条の規定により通知を受けた補助対象者は、三春町ごみ集積所整備費等補助金交付請求書（様式第5号）を町長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。

(決定の取消し)

第12条 町長は、補助対象者が規則第16条の各号に規定する事項及びこの要綱の規定に違反したときは、当該補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、第10条の規定による補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 町長は、補助金の交付の取消しをしたときは、速やかに補助対象者に通知しなければならない。

(補助金等の返還)

第13条 町長は、前条の規定により補助金の決定取消しをした場合においては、規則第17条の規定により、補助金の返還を命じなければならない。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、施行に関し、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。